

令和8年度 成田市立玉造中学校「学校いじめ防止基本方針」

1 いじめの定義

「いじめ」とは、「生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているもの」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

この「いじめ」の中でも、犯罪行為として取り扱われると認められるものや、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じること危惧されるものについては、直ちに警察に相談・通報の上、警察と連携した対応をとることが必要である。

※個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた生徒の立場に立って行うものとする。

※いじめは、頻度やダメージの大きさに関わらず、「たった1度であっても、いじめであり、その1回が致命的になるかもしれない」と考え、いじめられている生徒の心情を最優先して取り組む。

※いじめは、被害生徒と加害生徒だけの問題ではなく、周りではやしたてたりする「観衆」や、見て見ぬ振りをする「傍観者」も、いじめを助長する存在であることを認識する。

※いじめは、生徒同士だけの問題ではなく、教職員の生徒観や言動が大きな影響力を持つことを十分に認識し、教職員の言動で生徒を傷つけたり、いじめを助長したりすることのないよう細心の注意を払う。

※いじめには、様々な態様が挙げられる。外見的には「ふざけあい」のように見えることでも、よく状況を確認する。単なる悪ふざけやけんか等と安易に判断して放置したり見過したりすることのないよう確実に対応する。

【例】 [冷やかす] , [からかい] , [悪口] , [仲間はずれ] , [集団による無視, パソコンや携帯電話等での誹謗中傷] , [金品のゆすり・たかり・隠し・盗み・損壊] , [軽く（ひどく）ぶつかる・蹴る・叩く] , [嫌なことや恥ずかしいこと, 危険なことをされたり, させられたりする] 等

2 基本理念

いじめは、全ての生徒に関係する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

また、全ての生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがない

よう、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、生徒が十分に理解できるようにすることを旨としなければならない。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

(1) いじめの禁止

いじめは生徒の尊厳を害するとともに犯罪その他重大な人権侵害となり得る行為を含むものであり決してしてはならないものであることについて、生徒が認識することができるよう、その情操と道徳心を培い、規範意識を養い、及び自尊心を育む。

また、何人も、いじめてはならないのであって、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた生徒の立場に立って行う。

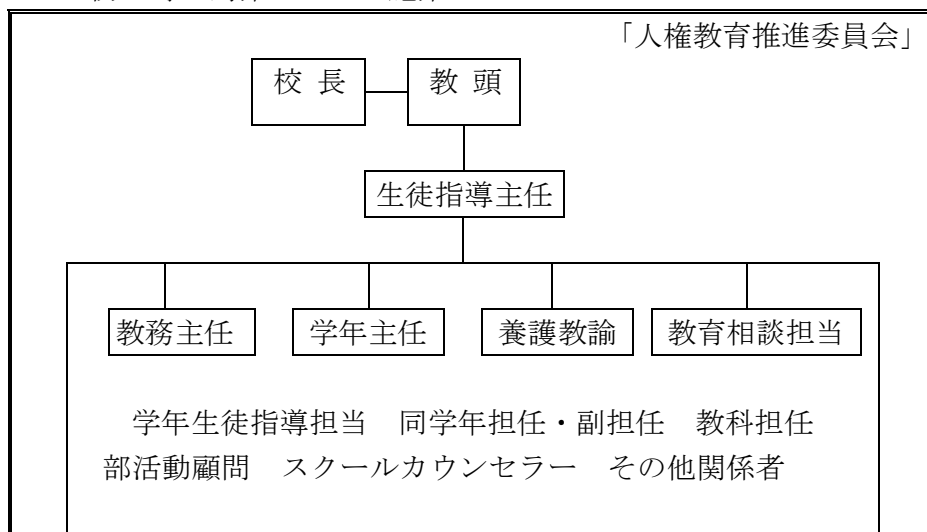
(2) 方針

「いじめは人間として絶対に許されない卑怯な行為である」という一貫した強い姿勢を貫くと共に、「いじめられている生徒の立場に立ち、心の痛みを親身に受け止め、最後まで徹底して守り抜く」という信念に基づき、いじめ問題を克服する。また、どの生徒にも、どこであって起り得るものであり、誰もが被害者にも加害者にもなり得るし、被害者と加害者が入れかわることもあり得るという危機意識を常に持ち、学校の内外を問わずいじめが行われないようにする。

3 学校及び教職員の責務

学校及び教職員は、基本理念にのっとり、保護者、地域住民、教育委員会、児童相談所、警察、その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止等及び早期発見に取り組むとともに、生徒がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処すること。

4 いじめ防止等の対策のための施策



(1) いじめ防止等の対策のための組織

ア 名称「人権教育推進委員会」

イ 役割

- ・「玉造中学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施や具体的な年間計画作成・実行・検証・修正の中核となる。
- ・学年、学級内に起きたいじめの相談・通報の窓口となる。

ウ 組織の構成

- ・「人権教育推進委員会」
校長，教頭，人権教育推進担当教員，教務主任，生徒指導主任，学年主任，養護教諭，教育相談担当職員
- ・日常的な担当者会議（生徒指導部会議）
校長，教頭，生徒指導主任，学年生徒指導教員，養護教諭，特別支援担当教員，スクールカウンセラー，適応指導教室担当教員
- ・いじめに関わる情報があつた時の緊急会議
校長，教頭，教務主任，生徒指導主任，学年主任，養護教諭，スクールカウンセラー，いじめに関わる関係職員

エ 開催回数及び開催日（緊急開催を含む）と活動内容

- ・「人権教育推進委員会」
○学期に1回程度の開催とする。
○成田市立玉造中学校「学校いじめ防止基本方針」の検討と見直しを行う。
○PDCA サイクルに基づき定期的に推進状況を把握し，検証・改善を図る。
○いじめの相談，通報窓口となる。
○いじめアンケートの結果を考察し対処する。

- ・日常的な担当者会議（生徒指導部会議）
 - 1週間に1回（水曜日に）開催する。
 - いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係わる情報の収集や記録を行う。
 - 次週の重点事項の確認を行う。
 - いじめの相談窓口となる。
 - ・いじめに関わる情報があったときの緊急会議
 - いじめ情報があった場合に招集する。
 - いじめの情報の収集と記録を行う。
 - いじめに対する具体的な対応策の検討と対応を協議し、情報の共有を図りつつ、解決に導く。
- オ その他
 - ・必要に応じて、心理や福祉の専門家、医師、警察官経験者など外部専門家などに協力を依頼し、より実効的ないじめ問題の解決を図る。
- (2) いじめの未然防止
 - ア 未然防止に資する取組
 - ・全教科・領域の学習活動を通して、日頃から計画的に「思いやり」「生命尊重」などの人権尊重を大切にす指導の充実に努める。
 - ・学校生活を営む上で必要な規律については、全教職員の共通理解・共通行動のもとに、生徒自らが規範の意義を理解し、それらを守り行動する自立性を育む。また、他者の生命や安全を脅かすような問題行動・非行行為に対しては、学校組織として毅然とした対応を行う。
 - ・望ましい人間関係を築く学級経営、集団づくりを進め、「人は誰もが価値ある存在である」ことを実感できる場面づくりを行う。
 - ・情報機器に関する講演会を生徒、（保護者）に対して年1回実施し、正しい利用の大切さと、不適切な使用の危険性を周知する。
 - イ いじめ防止等の啓発活動
 - ・生徒、保護者、教職員に対し、「いじめを防止することの重要性」についての理解を深めるため、入学式やPTA総会、教育ミニ集会、学年・学級懇談会、学校だより等により繰り返し情報を提供し人権意識の向上に努める。
 - ウ その他
 - ・日々の学校生活では「誉めて伸ばす」ことに重きを置き、情報共有に努め、複数教員から声をかけたり、学校行事などの役割に責任を持って取り組ませ、達成感を味わわせたりするなど、生徒一人一人の自己有用感、自己肯定感を高めさせ、玉中で良かったと思う生徒を育成する。

- ・学校と保護者，地域（玉造地区青少年健全育成協議会など）が積極的に相互協力できる関係づくりを，PTA 活動，学校評議委員会議，民生委員会議などを通して進める。

(3) いじめの早期発見

ア 定期的な調査と教育相談

- ・いじめアンケート（生徒対象，記名）と教育相談アンケート（生徒対象，記名）を年3回（6，11，2月）実施する。結果の集計や分析は，学年教職員を中心に複数で行う。

イ 相談体制と相談窓口

- ・教育相談週間を設定し，学級担任他希望により全教職員で相談にあたる。相談内容により，複数の教職員で行う。
- ・いじめ，セクハラ，体罰等の相談を受ける教職員を生徒に周知させる。また，相談を受けつける教職員以外の誰でもよいことを理解させる。

ウ 教職員の資質向上

- ・人権意識向上のための研修会または，いじめ問題対策支援チームの派遣を依頼し，年1回実施する。

エ インターネットを通して行われるいじめ対策

- ・学校だより等を通して，情報機器利用についての利便性と危険性を十分に周知する。
- ・専門家を外部から招き，生徒・保護者を対象とした情報モラル講座等を開催し，インターネット社会の仕組み，特性などの啓発を行い，いじめ防止に役立てる。
- ・情報機器に関する講演会を年1回実施する。
- ・タブレット活用により学校生活と家庭生活のインターネット上の共通部分が多くなることを鑑み，一層ICT機器の扱い方や，情報モラルに関する取組を推進していく。
- ・インターネットを通して，誹謗中傷などの書き込みや，個人情報漏洩や拡散によって起こる事案について考え，冷静に正しい判断をすることができるようにする。

オ 感染症に関するいじめ対策

- ・感染予防に対する正しい知識と方法を周知させ，行動を徹底させる。その中で起こりえる偏見や中傷を未然に防げるように指導をする。また，感染症に対して，日々変容があるため，その都度情報を発信し，正しく理解をさせることに努める。

カ 日常の言葉使いによるいじめ対策

- ・相手を傷つけるつもりはなくても，乱暴な言葉や些細な言葉が相手を傷つ

けるかもしれないという認識をもち、相手を思いやる言葉使いができるように指導、支援していく。

- ・悪口など、気になる言動を見た、聞いた職員は、その場で相手がどう思うかを考えさせる機会をつくり、ともに考え、理解をさせることに努める。

キ 叩く、蹴るなど暴力行為によるいじめ対策

- ・行為を行った生徒にそのつもりはなくても、行為を受けた生徒は傷つくかもしれないという認識をもち、相手を思いやる行動ができるように指導、支援していく。

ク その他

- ・いじめは遊びやふざけあいを装って行われることがあるなど、気づきにくく判断しにくい形で行われることがある。学校生活だけでなく、家庭生活においても、ささいな兆候や懸念があったら相談できるよう啓発活動を進める。
- ・何気ない言動から、相手がいやな想いをしたり、傷ついたりしてしまうことが考えられる場面を、道德の授業を通して、ロールプレイング等を活用し、自身の言動を振り返ることができるようにしていく。

5 いじめを認知した場合の対応

(1) 報告連絡体制

- ・教職員はいじめ発見後、速やかに状況を管理職及び学年主任、生徒指導部に報告する。

(2) 事実確認と報告

- ・当該生徒に関わる情報収集（教職員、当該生徒、関係生徒）を客観的に行い、記録する。
- ・いじめの事実確認後、「いじめに関わる情報があった時の緊急会議」を開き、指導方針を決定する。

(3) いじめ被害者及び保護者への対応

- ・被害生徒及び保護者に対して、事実確認で把握した状況を丁寧に説明する。
- ・「いじめは絶対に許さない」「解決まで最善を尽くす」という姿勢をはっきりと示す。
- ・最も信頼関係のある教職員(担任等)が対応し、つらさや悔しさを十分に受け止め、最後まで絶対に守り抜くという方針で支援する。
- ・教室に入れない場合は、適応指導教室などを活用し、学習の機会の確保に努め、教室への受け入れが早期に行われるような学級指導を行う。
- ・いじめを原因として、登校できない状態が続いた場合は、適応指導教室で

の学習や、家庭学習に対する学習支援を行うなどして、学習の機会を最大限に保証する。

- ・スクールカウンセラー，養護教諭，成田市教育センターの臨床心理士などを活用し，心理的ケアを十分に行う。
- ・保護者には，学校として解決に向けた具体的な方針と対応策を説明し，定期的に家庭と連絡をとり，きめ細かに情報交換を行う。

(4) いじめ加害者及び保護者への対応

- ・加害生徒に対して，行った行為を振り返らせ，被害生徒の気持ちを理解させる。
- ・加害生徒及び保護者に対して，事実確認で把握した状況を丁寧に説明する。改善すべき事柄の指導を行う。
- ・指導する際は，注意，叱咤，説教だけで終わらせたり，生徒の人格を否定するような発言はしない。また，過去を引き合いに出したり，兄弟姉妹と比較せず，他の生徒の前でいじめた生徒を非難しないよう注意する。
- ・保護者に対しては，心情を理解しつつ，子供の良さを認め，保護者の苦勞もねぎらいながら対応する。
- ・学校の指導方針を示し，具体的な助言に努める。教師と保護者が共に子供を育てるといふという姿勢を示し，生徒の立ち直りに向け，協力していく。

(5) 傍観者への指導

- ・いじめは人として許されない行為であり，見て見ぬふりをしてはならない問題であることを繰り返し話し，理解させる。
- ・いじめの事実を告げることは，つらい思いをしている友達を助けることであり，人間としての当たり前な行動で，人権と命を守る立派な行為であることを認識させ，いじめを知らせる勇気を持たせる。

(6) その他

- ・生徒間，保護者間で謝罪の場を持ち，よい人間関係の構築につながる支援を行う。
- ・案件が発生した場合は，全校でいじめをなくすための取組を行い，いじめはしてはいけない行為だということを考える時間を確保する。

6 重大事態への対処

(1) 重大事態の基準（いじめ防止対策推進法 第28条の一，及び二）

- ・生命，身体又は財産に重大な被害が生じた場合や，相当の期間（30日），学校を欠席する事を余儀なくされる疑いがある場合，生徒や保護者からの申し立てがあった場合など，状況を十分に把握した上でいじめを受

ける子どもの状況に着目して判断する。

(2) 発生の調査報告

平成29年3月文部科学省が策定した「いじめ重大事態の調査に関するガイドライン」の指針に従い適切に調査・対応をするものとする。

ア 重大事態の発生報告

- ・重大事態が発生した場合（いじめにより重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。以下同じ）、速やかに学校の設置者に報告を行い、指導や助言、支援等の対応を受ける。

イ 調査組織の招集

- ・教職員は重大事態発見後、速やかに状況を管理職に報告し、「いじめに関わる情報があつたときの緊急会議」を招集する。

ウ 事実関係を明確にするための調査と報告

- ・当該生徒に関わる情報収集（教職員、当該生徒、関係生徒）を客観的に行い、記録する。
- ・必要に応じ、客観的に情報を収集するためのアンケート調査（無記名）を行う。
- ・いじめの事実確認後、「いじめに関わる情報があつたときの緊急会議」は、指導方針を決定する。
- ・学校は、調査結果を直ちに教育委員会に報告する。

エ 保護者等への情報提供

- ・被害生徒、加害生徒の保護者に対して、事実確認で把握した状況を丁寧に説明する。
- ・関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。
- ・必要に応じ、全校集会、保護者会等を開き、事実を伝える。

(3) 調査結果を踏まえた必要な処置

ア 関係機関との連携

- ・関係諸機関に情報を提供し、再発防止に向けた支援・協力を依頼する。
- ・必要に応じて、心理や福祉の専門家、医師、警察官経験者など外部専門家などに協力を依頼し、より実効的ないじめ問題の解決を図る。

イ 再発防止

- ・人権意識向上を図り、一貫して、「いじめは絶対に許さない」「解決まで最善を尽くす」という姿勢をはっきりと示し、学校、家庭、地域でいじめ根絶の連携を図る。
- ・いじめは人として許されない行為であり、見て見ぬふりをしてはならない問題であることを繰り返し話し、理解させる。

ウ その他

- ・被害生徒、保護者に対して、心理的ケアを十分行う。教育相談員、スクー

ルカウンセラー，成田市教育センターの臨床心理士等に支援及び協力を要請する。

7 学校いじめ防止基本方針の公表・点検・評価

(1) 公表

- ・成田市立玉造中学校「学校いじめ防止基本方針」を，学校 HP にて周知・理解を図る。

(2) 学校評価等

- ・学校評価（12月，年1回）の項目に，いじめの早期発見に関することを加える。また，いじめ対応についての項目を加える。

(3) 基本方針の見直し

- ・毎年度（2月），「人権教育推進委員会」において，適切に評価・点検し，その改善を図る。

(4) その他

- ・いじめの事実について，個人情報，被害生徒の心情に十分配慮しつつ，情報提供を図り，保護者，地域の連携を図る。

平成26年2月28日	策定
平成26年4月21日	改訂
平成27年4月1日	改訂
平成28年4月1日	改訂
平成29年4月3日	改訂
平成30年4月2日	改訂
平成31年4月2日	改訂
令和2年4月3日	改訂
令和3年4月5日	改訂
令和4年4月2日	改訂
令和5年4月3日	改訂
令和6年4月3日	改訂
令和7年4月3日	改訂
令和8年4月1日	改訂